

保険・年金 フォーカス

育児中の国民年金保険料の免除に伴う保険料の引上げは？

～ 年金改革ウォッチ 2023年7月号

年金総合リサーチセンター公的年金調査室長・上席研究員 中嶋 邦夫
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

1 —— 先月までの動き

企業年金・個人年金部会は、5月に引き続いて関係団体（全国銀行協会、日本損害保険協会、日本証券業協会と投資信託協会と全国証券取引所協議会（3団体合同）、日本年金数理人会、信託協会、生命保険協会）からのヒアリングを実施した。年金事業管理部会は、国民年金保険料の納付率などを反映した2022年度の業務実績報告書を確認した。年金部会は、次世代育成支援の取組と障害年金の今後の在り方について議論した。年金財政における経済前提に関する専門委員会は、スウェーデンの賃金・雇用システムに関する有識者の報告と、運用利回りに関する事務局の報告を受けた。

○社会保障審議会 企業年金・個人年金部会

6月12日（第23回） 関係団体からのヒアリング

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33545.html （資料）

6月28日（第24回） 関係団体からのヒアリング

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33862.html （資料）

○社会保障審議会 年金事業管理部会

6月26日（第68回） 日本年金機構の2022年度業務実績

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/kanribukai-siryoo68_00001.html （資料）

○社会保障審議会 年金部会

6月26日（第5回） 公的年金制度における次世代育成支援の取組、障害年金制度

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_230626.html （資料）

○社会保障審議会 年金財政における経済前提に関する専門委員会

6月30日（第4回） 有識者からのヒアリング、運用利回りの長期的な動向、その他

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33599.html （資料）

2 —— ポイント解説：公的年金制度における子育て支援充実の経緯・現状・展望

6月26日の年金部会では、公的年金制度における子育て支援の充実策として、育児中の国民年金保険料の免除が取り上げられた。本稿では、これに関する経緯と現状を確認し、今後の改正を展望する。

* 年金改革ウォッチは2013年1月より連載。2023年4月より毎月第2火曜日（2023年5月と2024年1月は第3火曜日）に連載。

1 | 経緯：厚生年金は1994年、国民年金(第1号被保険者)は2016年の改正から、保険料を免除

厚生年金では、育児休業法が1995年度から全事業所を対象に施行されることを踏まえて、1994年改正で育児休業中の加入者分の保険料免除が決定され、1995年度から開始された。その後も、免除対象の拡充などが進められた。

国民年金(第1号被保険者*1)での免除は、2004年改正時に話題になったが、自営業には産休等がないことなどを背景に検討が進まなかった。しかし、2012年改正法に検討規定が盛り込まれ、2016年改正で産前産後の免除が導入された。年金額は全額納付と同様に扱うことになり、通常の保険料免除を超えて給付に結びつく部分は、保険料の引上げでまかなうことになった。

2 | 現状：厚生年金は育休中も免除だが、国民年金(第1号被保険者)は産休相当のみ免除

現在の厚生年金では、産休中のほか、子が3歳未満で育児休業に準じる制度の利用中も保険料免除の対象となっている。他方で、国民年金(第1号被保険者*1)では産前産後の4か月に保険料免除が限られている。これを超える育児期間の保険料免除については、2020年改正法の附則で検討が規定され、今年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」で導入が明示された。

3 | 展望：免除に伴う保険料の引上げが論点

「こども未来戦略方針」では、「免除期間や給付水準等の具体的な制度設計の検討を早急に始め、2026年度までの実施を目指す」とされた。

免除期間は、厚生年金加入者では全員が育休の対象となれる「1歳到達まで」のほか、育休の延長と同様に「保育園の入所まで(最長で2歳到達まで)」とする案、父親に「産後パパ育休*2」相当の1か月分の免除を認める案などが考えられる。

給付水準は、保険料増に反対する意見が強ければ通常の全額免除と同じ「満額の1/2」も考えられるが、現行の産前産後と同様に「満額」とするのが濃厚だろう。「満額」とする場合、その財源を保険料の引上げでまかなうには、「1歳到達まで」で月200円程度、「保育園等の入所まで(最長で2歳到達まで)」では月500円程度の追加引上げが必要になると見込まれる。今後の議論を注視したい。

*1 国民年金は日本に住む20～59歳の全員を対象としている。このうち、厚生年金加入者(国民年金の第2号被保険者)や厚生年金加入者に扶養される配偶者(国民年金の第3号被保険者)以外が国民年金の第1号被保険者であり、国民年金保険料を納める必要がある。

*2 産後8週間以内に28日を限度として2回に分けて取得できる休業で、1歳までの育児休業とは別に取得できる。

図表1 公的年金制度における子育て支援の経緯

厚生年金加入者
1994年改正
・子が1歳到達まで、加入者の厚生年金保険料を免除
・年金額の計算には休業前の給与を利用
2000年改正
・子が1歳到達まで、事業主の厚生年金保険料も免除
2004年改正
・厚生年金保険料の免除期間を子が3歳到達までに拡大
・子が3歳未満の低収入時に休業前賃金で年金額を計算
2012年改正
・産休時の厚生年金保険料を、労使ともに免除
・年金額の計算には休業前の給与を利用
国民年金第1号被保険者(=国民年金保険料の対象者)
2016年改正
・産前産後期間(4か月)の国民年金保険料を免除
・年金額の計算は、全額納付と同様に扱う(満額で計算)
・国民年金保険料を、月100円ほど引上げ

図表2 公的年金制度における子育て支援の現状

	出産前 6週間	出産後 8週間	出生児が 1歳未満	出生児が 2歳未満	出生児が 3歳未満
厚生年金加入者					
休業種別	産前休業	産後休業	育児休業	育児休業 (一定要件)	育休に準 じる休業
収入 (出産手当金 ・育児休業 給付金)	休業前 賃金の 2/3	同左	180日 まで67% 181日 以降50%	休業前 賃金の 50%	企業の 規定に よる
厚生年金 保険料	労使とも 免除	同左	同左	同左	同左
年金額の 計算基礎	休業前の 給与	同左	同左	同左	同左
国民年金第1号被保険者(=国民年金保険料の対象者)					
国民年金 保険料	全額免除	同左	収入に 応じて 免除	同左	同左
年金額の 計算基礎	全額納付 と同様 (満額扱い)	同左	免除割合 に応じて 1/2～7/8	同左	同左

(注1) 国民年金保険料の産前産後免除は、出産前月(出産後に申請した場合は出産月)から4か月間。国民年金保険料の収入に応じた免除は、本人・世帯主・配偶者の前年所得で判定。

(注2) 上記以外に、厚生年金加入者の復職後(3歳未満児を養育中)に時短勤務などで給与が低い場合に、保険料は低い給与を基準としつつ、年金額の計算には休業前の給与を使う仕組み(給付算定上の配慮措置)もある。

図表3 想定される育児中の国民年金保険料の免除例

例	対象者	免除期間	年金額の計算	保険料の引上げ
A案	母のみ	出産前月から 1歳到達まで	満額の1/2 で計算	なし (特別国庫負担のみ)
B案	母のみ	出産前月から 1歳到達まで	満額で計算	月200円程度
C案	母のみ	出産前月から 保育園入所ま で(最長25月)	満額で計算	月500円程度
D案	父母	母はC案 父は1か月	満額で計算	月600円程度

(注1) 筆者独自の想定。保険料の引上げは2016年改正からおおまかに推測。